



2024年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 工 藤 智 昭  
(コード番号：6562 東証グロース)  
問 合 せ 先 上 級 専 門 執 行 役 員 (CFO) 兼 菊 川 淳  
投 資 戦 略 部 部 長  
(TEL. 03-5909-8177)

### 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の減少 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社みずほ銀行（以下、「割当予定先」といいます。）との間で、投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額 40億円のA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）
- ② 本優先株式の規定新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 本定款変更について」をご参照ください。）
- ③ 本優先株式の払込みを停止条件とし、2024年7月31日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少について」をご参照ください。）
- ④ 2024年6月28日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、(i)本第三者割当増資、(ii)本定款変更、(iii)本資本金等の額の減少、及び(IV)ソフトバンクより相対取引による自己株式取得（以下、「本自己株式取得」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）に係る各議案を付議すること

本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本資本金等の額の減少は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。また、割当予定先による本優先株式の払込みは、本第三者割当増資、本資本金等の額の減少及び本自己株式取得のために当社において必要とされる一切の手續（本定時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更、本資本金等の額の減少及び本自己株式取得に係る各議案の承認が得られることを含みます。）が全て適法かつ有効に履践されていること、払込期日における払込みの直後かつ払込期日と同日に本自己株式取得が実行されることが合理的に確実と見込まれること、並びに、払込期日における払込みと同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること等を条件としております（詳細は「2. 募集の目的及び理由」「(3) 本優先株式の概要」「⑦ 払込義務の前提条件」をご参照ください。）。

なお、本優先株式について、本投資契約において、払込期日から3年経過等の本投資契約に定める取得請求権行使事由(詳細については下記「I. 本第三者割当増資について」「2. 募集の目的及び理由」「(3) 本優先株式の概要」「⑤普通株式を対価とする取得請求権」をご参照ください。)が発生した場合に、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができることで合意しておりますが、同様に、本投資契約において、払込期日から2年経過以降、金銭を対価とする取得条項に従い、本優先株式を取得することに合意しておりますので、払込期日から2年経過以降、内部留保資金の積み上げ等により本優先株式を取得し、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化を回避する予定です。

## 記

### I. 本第三者割当増資について

#### 1. 本優先株式の概要

(1) 払込期日	2024年7月31日
(2) 発行新株式数	本優先株式10百万株
(3) 発行価格	1株あたり400円
(4) 調達資金の額	総額40億円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	株式会社みずほ銀行に対する第三者割当方式
(6) その他	<p>① 本優先株式を保有する株主(以下、「A種優先株主」といいます。)は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。本優先株式は、優先配当率が以下のように設定されており、累積・非参加型のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・払込期日から2年後の応当日の前日迄：年率3.0%</li> <li>・払込期日から2年後の応当日から払込期日の5年後の応当日の前日迄：年率4.0%</li> <li>・払込期日の5年後の応当日以降：年率5.0%</li> </ul> <p>② 本優先株式には、株主総会における議決権が付されていません。</p> <p>③ 本優先株式の発行要項上、その譲渡については、当社の承認は必要とはされておきませんが、本投資契約の規定により、取得請求権行使事由(詳細については下記「2. 募集の目的及び理由」「(3) 本優先株式の概要」「⑤普通株式を対価とする取得請求権」をご参照ください。)のいずれかが生じたときを除き、当社の書面による事前の同意を必要とすることで合意しております。</p> <p>④ 本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権はありません。</p> <p>⑤ 本優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。</p> <p>当社と割当予定先は、本投資契約において、本優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意して</p>

	<p>おり、下記「2. 募集の目的及び理由」「(3) 本優先株式の概要」「⑤普通株式を対価とする取得請求権」に記載の通り、本投資契約に定める取得請求権行使事由が発生しない限り、普通株式を対価とする取得請求権の行使により普通株式が交付されるのは、2027年7月31日以降となります。また、本投資契約において、金銭を対価とする取得条項について、払込期日から2年が経過した場合に限り、金銭を対価として、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとして合意しております。</p> <p>詳細は別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>なお、本投資契約上、本優先株式に係る払込みは、「2. 募集の目的及び理由」「(3) 本優先株式の概要」「⑦払込義務」に記載の前提条件が全て満たされることを条件としております。</p>
--	---

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社はかねてより資本効率の向上と機動的な資本政策遂行を目的に自己株式の取得を検討しており、この過程で主要株主であるソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」といいます。）から株式売却の打診を受けました。将来的には当社株式が市場に放出されることの影響や資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、当社が一旦自己株式の取得という形でソフトバンクの保有する株式を取得し、当社の業績や株価動向等を見据え、売却、長期保有を前提とした当社にとって望ましい企業への譲渡、株式交換制度並びに株式交付制度を活用した買収、及びプライム市場変更承認のタイミングでの売出し等、機動的に検討できる方が、より株主還元及び企業価値の向上への取り組みとして、妥当であると判断いたしました。

この判断に基づき、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、ソフトバンクより相対取引による自己株式の取得を行うことを決定いたしました（本自己株式取得については、2024年4月25日付で当社より公表した「特定の株主からの自己株式取得、主要株主、その他の関係会社および親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

当社は、本自己株式取得を行うために必要な資金を調達し、また本自己株式取得を行うために必要となる分配可能額を確保するために、本第三者割当増資を行うことといたしました。本優先株式による資金調達を選択した理由については、「(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由」をご参照ください。

### (2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、本自己株取得に必要な資金及び分配可能額を確保するとともに、財務体質の安定化に向けて、様々な資本金のある資金調達手法を検討してまいりました。

また、資本金のある資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当増資、ライツオファリングの実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことや、調達予定額の確保に不確実性があることから適切でないと判断いたしました。

当社としては、普通株式の早期の希薄化を回避しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには優先株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。そこで、

当社は投資家の特性、金額規模、経済条件等を勘案し検討を進めた結果、当社の主要取引金融機関である割当予定先に対して本優先株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されているものの、割当予定先は本投資契約の規定により、取得請求権行使事由(詳細については下記「(3) 本優先株式の概要」「⑤普通株式を対価とする取得請求権」をご参照ください。)が発生しない限り、発行後3年後以降までは取得請求権を行使することができません。そのため、当社は、普通株式の早期の希薄化を回避し、2025年度を最終年度とする中期経営計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することが可能となります。また、当社は、内部留保資金の積み上げ等により、金銭を対価とする取得条項を用いて本優先株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権行使による希薄化を回避する予定です。

### (3) 本優先株式の概要

#### ① 優先配当

A種優先株主は普通株主に優先して配当を受けることができ、本優先株式の優先配当率は、上記「I. 本第三者割当増資」「1. 本優先株式の概要」「(6)その他」に記載のとおり、年率3.0~5.0%に設定されております。なお、ある事業年度においてA種優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積されます。A種優先株主は、当社普通株式の配当を受けることはできません。

#### ② 議決権

本優先株式は、会社法上の無議決権株式であり、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しないこととされております

#### ③ 譲渡制限

本優先株式は、発行要項上、その譲渡については、当社の承認は必要とはされておられません。但し、本投資契約の規定により、取得請求権行使事由(詳細については下記「⑤普通株式を対価とする取得請求権」をご参照ください。)のいずれかが生じたときを除き、当社の書面による事前の同意を必要とします。

#### ④ 金銭を対価とする取得請求権

本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権は付されておられません。

#### ⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

本優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。但し、本投資契約の規定により、取得請求権行使事由((i)払込期日から3年の経過、(ii)本投資契約上の義務又は表明保証の違反(軽微な違反は除く。)、(iii)当社の普通株式について上場する金融商品取引所における上場廃止基準若しくはその具体的なおそれの発生又は監理銘柄指定等)が発生した場合に限り、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとしております。

本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係る本優先株式の数を乗じて得られる額を、転換価額で除して得られる数となります。転換価額は、933円(本優先株式発行の取締役会決議日の前日に先立つ60営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(小数点以下切り捨て))であり、取得価額に係る修正条項は付されておられません。

#### ⑥ 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。本優先株式の発行要項上、当社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日(以下「取得日」といいます。)の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、本優先株式の全部又は一部を取得することが可能(以下、「金銭対価償還」といいます。)です。但し、本投資契約の規定により、当社は、払込期日から2年が経過した場合に限り、金銭を対価として、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとしております。当該金銭対価償還に係

る本優先株式の取得と引換えに交付される金銭の額は、別紙1「A種優先株式発行要項」第12項第(1)号に記載のとおりです。

その他本優先株式の詳細につきましては、別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。また、当社は、本投資契約において、割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

⑦ 払込義務の前提条件

大要、以下の事項が、割当予定先による本優先株式に係る払込義務の履行の前提条件とされています。

- a. 本投資契約に定める当社の義務の違反の不存在（但し、軽微な違反は除く。）
- b. 本投資契約に定める当社の表明保証の違反の不存在（但し、軽微な違反は除く。）
- c. ソフトバンクが保有する当社の株式全部の当社に対する譲渡に関する譲渡契約の締結・存続
- d. 本投資契約の締結・存続、本第三者割当増資、本資本金等の額の減少、本自己株式取得に必要な手続（取締役会決議、株主総会決議を含む。）の完了、割当予定先による払込期日における本優先株式にかかる払込の直後かつ払込期日と同日に本自己株式取得が実行されることが合理的に確実と見込まれること
- e. 割当予定先による払込期日における本優先株式にかかる払込と同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること
- f. 本第三者割当増資の実行を制限・禁止する司法・行政機関等の判断等又は訴訟等の不存在
- g. 本優先株式にかかる臨時報告書の適法かつ有効な提出
- h. 当社グループ会社の借入等について、財務制限条項に抵触しておらず、また抵触する具体的なおそれもないこと
- i. 本投資契約締結日以降、当社グループ会社の事業に重大な悪影響を生じさせる又は生じさせる具体的なおそれのある事由又は事象が生じていないこと

⑧ 事前承諾事項

大要、以下の事項を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾を取得することを誓約しておりますが、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶、遅延又は留保しないこととしております。

- a. 当社の株式等の発行又は処分、株式又は新株予約権の無償割当て、株式分割又は株式併合並びにこれらに関する契約、覚書、合意その他の取り決め等
- b. 自己株式又は新株予約権の取得
- c. 当社グループ会社による第三者の株式等の取得又は一定の信用付与行為等
- d. 当社の定款の変更
- e. 当社グループ会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付
- f. 当社の資本金又は資本準備金の額の減少
- g. 当社の自己株式の消却又は処分
- h. 投機目的のデリバティブ取引
- i. 当社グループ会社の範囲に異動を伴う株式又は持分の取得等
- j. 当社グループ会社の株式又は持分の全部又は一部の第三者への譲渡、担保提供、その他の処分又は第三者との間の当該処分に関する契約、覚書、合意その他の取り決め等
- k. 当社グループ会社の事業若しくは重要な資産の一部又は全部の譲渡等
- l. 当社の現金の交付を伴う株式併合又は株式分割
- m. 当社の重要な知的財産権の売却・処分
- n. 当社の重要なライセンスの放棄又は処分
- o. 当社の重要な会計方針の変更
- p. 当社以外の当社グループの株式等の発行、処分又は割当
- q. 当社グループ会社の事業内容の変更

- r. 当社グループ会社の解散、倒産手続等の開始の申立等
  - s. 本優先株式の発行並びに本契約及び総数引受契約の締結の前提条件となった会社法上の決議にかかる変更、修正又は撤回
  - t. 当社グループ会社による特定の投資の継続
- ⑨ 財務コベナントの遵守
- a. 分配可能額の維持  
本自己株式取得以降、本契約の有効期間中、分配可能額が16.5億円以上を維持すること
  - b. 営業利益の維持  
2025年3月末日に終了する決算期及びそれ以降の各決算期における発行会社の連結ベースでの営業損益が赤字とならないこと

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	4,000 百万円
発行諸費用の概算額	78.5 百万円
差引手取概算額	3,921.5 百万円

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。発行諸費用の内訳は、発行関連手数料60百万円、登記関連費用、株式価値算定費用、弁護士費用を予定しています。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本優先株式発行により調達する上記差引手取概算額については、本自己株式取得に係る資金等に充当し、2024年7月31日に支出を予定しています。

なお、880円/株で自己株式を取得予定ですが、本開示日の前日（5月29日）終値は830円となっており、ソフトバンク以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、本定時株主総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方であるソフトバンクに加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます（以下、「売主追加請求」といいます。）。売主追加請求が行われた場合は、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に提出頂いた修正前の本議案に賛成する旨の委任状は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の委任状は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたします。具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をして頂いたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を2024年6月23日（日曜日）までに当社に到着するようご提出いただくこととなります。当該通知を受領した株主の皆様からの株式譲渡の申込があった株式の数及び本自己株式取得による株式の数の合計が、5,625,000株を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。

また、自己株式取得価額総額の上限（4,950百万円）のうち、残りの950百万円の資金手当方法については、当社グループの現預金及び金融機関からの借入れにより調達を行う予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式発行により調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益に資するものであると考え、本資金調達の資金使途については合理性があるものと判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 調達する資金の額

当社は、本優先株式の優先配当金、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（本投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公平性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して本優先株式の価値算定を依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは一般的な価値算定モデルであるデューデリジェンス・キャッシュ・フロー法を用いて、本優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提のもと、本優先株式の価値算定を実施しております。当社は2024年5月29日付でプルータス・コンサルティングより本優先株式の評価報告書（以下、「優先株式評価報告書」）を取得しており、当該優先株式評価報告書において本優先株式の価値は430円と評価されております。

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を行うことを目的に自己株式の取得を検討していたという点、及びプルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至り、本優先株式の払込金額を1株当たり400円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、本優先株式の発行条件が上記「2. 募集の目的及び理由」「(1)募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり当初の経営環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、本優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。また、発行決議に関して、本日開催の取締役会において、当社監査等委員会が本優先株式の価値及び含む価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し（割当予定先への発行関連手数料（60百万円）の支払いを含む）、また、上記の評価報告書も参照した上で、払込金額が割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本第三者割当増資について本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式の発行を実施することといたします。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を発行することにより、総額40億円を調達いたしますが、上述した本優先株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性が

あります。本優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数42,872個の普通株式が交付されることとなり、2024年3月末現在の普通株式の発行済株式総数18,056,400株（議決権総数179,575個）を分母とする希薄化率は約23.8%となります。

このように、本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、本優先株式については、払込期日から3年後の2027年7月31日の経過等の本投資契約に定める取得請求権行使事由の発生までは割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使できない設計となっており、企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、払込期日から2年経過後の2026年7月31日以降、金銭を対価とする取得条項を行使することにより、普通株式の希薄化を回避し、既存株主の皆様が生じる影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理性があると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

(1)	名 称	株式会社みずほ銀行
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取（代表取締役）加藤 勝彦
(4)	事 業 内 容	銀行業
(5)	資 本 金	1,404,065 百万円
(6)	設 立 年 月 日	2002年4月1日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
(8)	資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。2024年3月期末の借入残高は3,494,040,000円です。

	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (単位: 百万円)				
	決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産		8,161,149	7,771,591	7,803,513
1株当たり連結純資産(円)		502,558	478,281	480,185
連結総資産		206,383,490	216,805,067	232,406,406
連結経常収益		2,501,840	3,384,186	5,107,646
連結経常利益		392,869	413,688	721,643
親会社に帰属する当期純利益		351,024	322,506	516,347
1株当たり連結当期純利益(円)		21,733	19,967	31,968
1株当たり配当金(円)		10,867	9,984	31,969

(注) 当社は本投資契約において、割当予定先から、自己及びその役員が暴力団等と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。また、割当予定先は、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表しております。当社は、このような割当予定先の開示情報及び当社と割当予定先との従来からの取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、割当予定先及びその役員又は主要株主も反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、割当予定先は、当社の主要取引金融機関であり、本優先株式発行により、普通株式の希薄化を回避しつつ自己資本の拡充を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が、本優先株式の取得を中期投資として取り組む意向であり、本優先株式の取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有する旨の説明を受けております。また、取得請求権行使事由が発生しない限り、本優先株式は2027年7月31日までの間は取得請求権が行使されず、また、本優先株式を譲渡する場合には、取得請求権行使事由が発生しない限り、原則として当社の事前の書面による承諾を要するものと本投資契約において定められております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2023年11月29日に関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の連結貸借対照表に、2023年9月30日時点の現金預け金58,230,174百万円を確認してお

り、割当予定先が本優先株式発行の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

割当前 (2024年3月31日現在)		割当後
工藤 智昭	36.43%	同左
ソフトバンク株式会社	31.31%	
五味 大輔	2.89%	
NICE SAITSFY LIMITED	2.24%	
吉村 卓也	2.14%	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1.50%	
廣瀬 寛	1.26%	
金沢 聖文	0.56%	
上田八木短資株式会社	0.53%	

### (2) 本優先株式

割当前 (2024年3月31日現在)	割当後	
該当なし	株式会社みずほ銀行	100%

## 8. 今後の見通し

本優先株式発行によって、自己資本を維持することにより、長期的かつ安定的な財務基盤の構築を図ります。なお、本優先株式発行による業績の影響については、軽微であると見込んでおります。

## 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本優先株式発行は、希薄化率が①25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。なお、本定款変更及び本優先株式発行に関し本定時株主総会において特別決議による承認を得ることを予定しております。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
資産合計	7,659,487	17,780,313	19,197,059
資本合計	2,884,225	5,033,746	7,290,162
親会社の所有者に帰属する持分	2,841,894	4,995,430	7,248,376
売上収益	14,399,385	6,455,074	8,012,511
営業利益	588,195	2,457,113	1,538,994
税引前利益	717,256	2,279,008	1,277,180
当期利益	539,511	2,110,699	1,035,043
基礎的1株当たり 連結当期純利益（円）	27.86	119.52	58.31

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年5月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株	18,056,400株	100%
現時点の転換価額 （行使価額）にお ける潜在株式数	36,450株	0.2%
下限値の転換価額（行 使価額）における潜在 株式数	—	—%
上限値の転換価額（行 使価額）における潜在 株式数	—	—%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始値	927円	1,107円	1,602円
高値	1,611円	2,320円	1,716円
安値	650円	842円	833円
終値	1,142円	2,102円	1,046円

② 最近6か月間の状況

	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月	2024年 4月	2024年 5月
始値	1,064円	945円	990円	947円	1,048円	910円
高値	1,070円	1,034円	1,034円	1,111円	1,050円	960円
安値	868円	925円	833円	899円	894円	803円
終値	953円	995円	937円	1,046円	919円	830円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年5月29日
始値	840円
高値	844円
安値	823円
終値	830円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

II. 定款の一部変更について

1. 本定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設し、その他所要の規定を設けるものです。

なお、本定款変更については、本優先株式第三者割当に係る議案について本株主総会において必要な承認が得られることを条件とします。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙2「定款変更の内容」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

(1)	取締役会決議日	2024年5月30日
(2)	株主総会決議日	2024年6月28日（予定）
(3)	効力発生日	2024年6月28日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少等の目的

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本資本金等の額の減少については、本優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを条件としております。

## 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

### (1) 減少すべき資本金の額

本優先株式発行後の資本金の額 3,553 百万円を 3,453 百万円減少して、100 百万円とする。

### (2) 減少すべき資本準備金の額

本優先株式発行後の資本準備金の額 2,547 百万円を全額減少して、0 円とする。

### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

## 3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1)	取締役会決議日	2024年5月30日
(2)	本株主総会決議日	2024年6月28日(予定)
(3)	債権者異議申述催告公告日	2024年6月28日(予定)
(4)	債権者異議申述催告最終期日	2024年7月28日(予定)
(5)	本資本金等の額の減少の効力発生日	2024年7月31日(予定)

## 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部の勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではなく、当社の業績に与える影響はございません。

以上

(別紙1)

## A種優先株式発行要項

1. 株式の名称  
株式会社ジーニー（以下「本公司」という。）A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
10,000,000株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき400円
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 2,000,000,000円（1株につき、200円）  
資本準備金 2,000,000,000円（1株につき、200円）
5. 払込金額の総額  
4,000,000,000円
6. 払込期日  
2024年7月31日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、全てのA種優先株式を株式会社みずほ銀行に割り当てる。
8. 剰余金の配当
  - (1) A種優先配当金  
本公司は、ある事業年度中に属する日を基準日（基準日を定めない場合には効力発生日とする。以下同じ。）として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（第(4)号に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）を行ったときは、かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。また、当該配当基準日から当該剰余金の配当の効力発生日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
  - (2) A種優先配当金の金額  
A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、配当基準日に応じて、それぞれ400円（以下「払込金額相当額」という。）に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当

基準日がA種優先株式の最初の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日とする。(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間(以下、本(2)において「配当計算期間」という。)が、以下の①乃至③に定める期間に含まれる場合に、それぞれに対応する以下の配当率を、配当計算期間が当該期間に含まれる実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算して算出した配当率を乗じた金額の合計とする(除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

① 払込期日から2年後の応当日の前日迄：年率3.0%

② 払込期日から2年後の応当日から払込期日の5年後の応当日の前日迄：年率4.0%

③ 払込期日から5年後の応当日以降：年率5.0%

(3) 非参加条項

本会社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本(4)において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、A種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優

先株式1株につき、払込金額相当額に  $(1+0.05)^{n+m/365}$  を乗じて算出される額（但し、払込期日（同日を含む。）から以下に定める分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「n年とm日」とする。）、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額の合計額（以下「本取得価額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われず、A種累積未払配当金相当額を計算し、また、上記 8. (4)に定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、本取得価額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

(2) 非参加条項

A種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 転換請求権

A種優先株主は、払込期日以降いつでも、本会社に対して、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）を交付することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令等において可能な範囲で、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める転換価額で除して得られる数とする。また、転換請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初転換価額

転換価額は、933円とする。

(4) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額

を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は本会社の役員若しくは従業員若しくは本会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。また、「発行済普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（本会社が保有する普通株式の数を除く。）をいう。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{発行済普通株式数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する60取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

本会社は、転換請求の効力発生後、当該転換請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得条項

(1) 本会社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日（但し、全てのA種優先株主等が同意した場合を除き、本会社は、30営業日前の日（同日を含まない。）までに、会

社法第 168 条第 2 項及び第 169 条第 3 項に定める通知（なお、公告をもってこれに代えることはできない。）を A 種優先株主等に対して行うことを要し、当該日の 30 営業日前の日以降に通知を行った場合、当該通知の日の 31 営業日後の日とする。以下「取得日」という。）の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、本会社は、A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該取得日における、上記 9. (1) で定める本取得価額（なお、「分配日」を「取得日」に読み替えて計算する。）に、当該金銭対価取得に係る A 種優先株式の数を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(2) 本会社が、A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

13. 譲渡制限

なし。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 本会社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本会社は、A 種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

以 上

## 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は54,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株とする。</u>
第8条（単元株式数） 当社の <u>1単元</u> の株式数は、 <u>100株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の <u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>
(新設)	第2章の2 A種優先株式
(新設)	第11条の2（A種優先配当金） 1. <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日（基準日を定め</u> <u>ない場合には効力発生日とする。以下同じ。）として剰余金の</u> <u>配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基</u> <u>準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種</u> <u>優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又は</u> <u>A種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A</u> <u>種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以</u> <u>下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通</u> <u>株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先</u> <u>株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（か</u> <u>かる配当によりA種優先株式1株当たり</u> <u>に支払われる金銭を、</u> <u>以下「A種優先配当金」という。）を行う。但し、当該配当基</u> <u>準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準</u> <u>日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（第4項に定め</u> <u>るA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）を行ったときは、</u> <u>かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を</u> <u>支払うものとする。また、当該配当基準日から当該剰余金の配</u> <u>当の効力発生日までの間に、当社がA種優先株式を取得した</u> <u>場合、当該A種優先株式につき当該配当基準日に係る剰余金の</u> <u>配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、各A種</u> <u>優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1</u> <u>円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</u> 2. <u>A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、配当基準日</u> <u>に応じて、それぞれ400円（以下「払込金額相当額」という。）</u>

に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日がA種優先株式の最初の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日とする。）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本項において「配当計算期間」という。）が、以下の(1)乃至(3)に定める期間に含まれる場合に、それぞれに対応する以下の配当率を、配当計算期間が当該期間に含まれる実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算して算出した配当率を乗じた金額の合計とする（除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(1) 払込期日から2年後の応当日の前日迄：年率3.0%

(2) 払込期日から2年後の応当日から払込期日の5年後の応当日の前日迄：年率4.0%

(3) 払込期日から5年後の応当日以降：年率5.0%

3. 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業

	<p>年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、A種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p>
(新設)	<p><u>第11条の3（残余財産の分配）</u></p> <p>1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に <math>(1+0.05)^{n+m/365}</math> を乗じて算出される額（但し、払込期日（同日を含む。）から以下に定める分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「n年とm日」とする。）、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額の合計額（以下「本取得価額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われ<del>ないものとみなして</del>A種累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、本取得価額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株</p>

	<p><u>当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)</u>。</p>
(新設)	<p><u>第11条の4 (議決権)</u>  <u>A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>第11条の5 (普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当会社に対して、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに次項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) を交付することを請求すること (以下「転換請求」という。) ができるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令等において可能な範囲で、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></li> <li>2. <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4項で定める転換価額で除して得られる数とする。また、転換請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></li> <li>3. <u>転換価額は、933円とする。</u></li> <li>4. <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u> <math display="block">\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}</math> </li> </ol> </li> </ol> <p><u>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。</u></p>

- (2) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- (3) 第7項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は当社の役員若しくは従業員若しくは当社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。また、「発行済普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有する普通株式の数を除く。）をいう。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{発行済普通株式数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- (4) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、第7項に定める普通株式1株当たりの時価

を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (5) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本号において同じ。）の合計額が第7項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新

株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本号による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

5. 前項に掲げた事由によるほか、以下の(1)乃至(3)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- (1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (2) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (3) その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
6. 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。
7. 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する60取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満

	<p>小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。)とする。<u>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u></p> <p>8. <u>転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本項により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p>
(新設)	<p><u>第11条の6（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p>1. <u>当社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日（但し、全てのA種優先株主等が同意した場合を除き、当社は、30営業日前の日（同日を含まない。）までに、会社法第168条第2項及び第169条第3項に定める通知（なお、公告をもってこれに代えることはできない。）をA種優先株主等に対して行うことを要し、当該日の30営業日前の日以降に通知を行った場合、当該通知の日の31営業日後の日とする。以下「取得日」という。）の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該取得日における、第11条の3第1項で定める本取得価額（なお、「分配日」を「取得日」に読み替えて計算する。）に、当該金銭対価取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額の金銭を支払う。</u></p> <p>2. <u>当社が、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p>
(新設)	<p><u>第11条の7（株式の併合又は分割、募集株式の割当て）</u></p> <p>1. <u>当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</u></p> <p>2. <u>当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>3. <u>当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第17条の2（種類株主総会）</u></p> <p>1. <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

	<p>3. <u>第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p>
<p><u>第 4 3 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>1. <u>変更前定款第 1 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第 1 5 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 0 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2 0 2 2 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>本条の規定にかかわらず、2 0 2 2 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 5 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>	<p>(削除)</p>